

監事監査規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(現行のとおり)</p> <p>(監査報告書)</p> <p>第5条 監事は、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、<u>署名</u>をするものとする。3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。 <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和元年度の総会で議決された日より施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年度の総会で議決された日より施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(監査報告書)</p> <p>第5条 監事は、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、<u>記名押印</u>をするものとする。3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。 <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和元年度の総会で議決された日より施行する。</p>